

おこっぺしょうぼう



119



平成22年12月発行 No. 2

発行：紋別地区消防組合消防署興部支署

〒098-1607 興部町旭町

TEL 0158-82-2136 FAX 0158-82-2400

✉ syoubou@town.okoppe.lg.jp



救助資器材取り扱い訓練

11月24日、救助資器材取り扱い訓練を実施しました。

この訓練は、事故現場での要救助者の迅速な救出及び救助資器材の適切な取り扱いを主眼とし、安全管理の徹底、的確な状況判断、隊連携の習熟を目標に訓練を行っております。

主な内容

- 歳末特別警戒の実施について
- 消防団員の募集について
- 興部町内における住宅用火災警報器の設置状況
- 興部町住宅用火災警報器設置費助成事業について
- 普通救命講習を受講してみませんか？
- 消防ほっと写真館

平成22年度 全国統一防火標語

「消したかな」

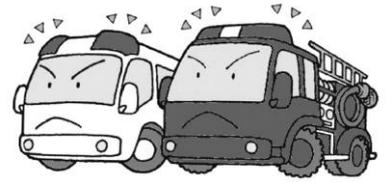
あなたを守る

合言葉

◆歳末特別警戒の実施について◆

興部消防団・興部支署では、歳末特別警戒を下記の日程のとおり実施いたします。

期間中は消防車両による警戒とサイレンの吹鳴を行いますので、ご了承ください。



実施期間：12月28日(火)～12月30日(木)
サイレン吹鳴時刻：午後8時30分

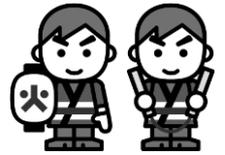
◎冬期間は暖房機器を使うため、火災が起こりやすくなります。
暖房機器の取扱いにはご注意ください。



街を守る。安心をつくる。

消防団員募集

突然の災害時、地域の要として活動するのが消防団です。



消防団員は、普段は会社員や自営業、主婦など様々な仕事をしていますが、災害発生時には地域の安心と安全を守るため活動しており、地域の消防力の重要な役割を担っています。

現在、団員数が不足しています。地域を災害から守るため、皆様のご協力をお願いします。

☆消防団員の待遇☆

～消防団員になると、つぎのような待遇が受けられます。

- 報酬や手当の支給…年報酬や出動手当などが支給されます。
- 消防被服等の貸与…消防団活動に必要な服装を貸与します。
- 公務災害補償制度…消防団活動中にケガなどをした際は、補償が受けられます。
- 退職報償金支給制度…退団したときには退職報償金が支給されます。

☆入団資格☆

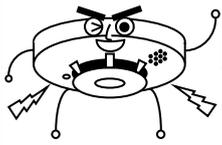
～興部町内に居住又は勤務する年齢18歳以上の方

- 現在、興部地区・宇津地区の男性団員と町内全域の女性団員を募集しています。

※詳しくは、興部支署・消防団係までお問い合わせ下さい。



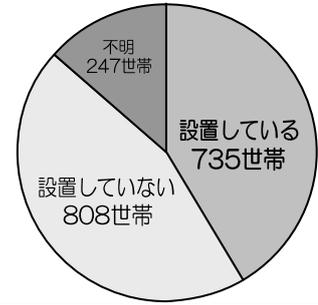
— 興部町内における —



住宅用火災警報器の設置状況



興部町内における
住宅用火災警報器設置状況内訳



興部支署では、9月27日から11月22日の期間中において、興部町内全世帯(1,790世帯)を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査並びに設置促進のための広報活動を行いました。

結果は「設置している」が735世帯、「設置していない」が808世帯、「不明」が247世帯であり、設置率は**47.6%**となっております。**まだ設置されていないご家庭におかれましては早めの設置をお願いいたします。**

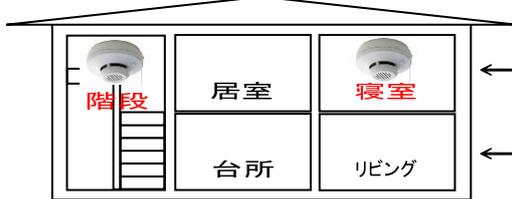
なお、町民の皆様にはお忙しいところ、調査にご協力いただき誠にありがとうございました。今回の調査結果を踏まえ、今後も住宅用火災警報器の普及啓発をより一層推進し、安全・安心な町づくりに努めていきたいと考えています。

平成23年6月1日から設置が義務化になります

※新築住宅は既に義務化です

～正しい設置位置で効果が発揮されます～

【2階建てで、2階に寝室がある場合】



【2階建てで、1階に寝室がある場合】



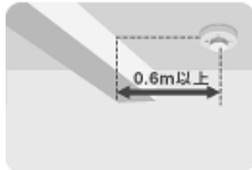
※**寝室に設置義務**となり、2階に寝室がある場合は**階段**にも設置が必要になります。

天井に取付ける場合



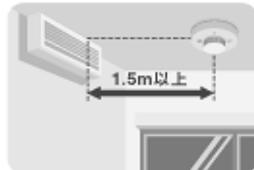
警報器の中心を壁から60cm以上離して取付けます。

梁などがある場合



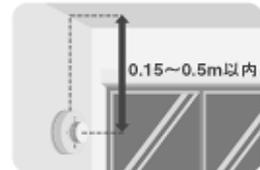
梁から60cm以上離して取付けます。

エアコンなどの付近に取付ける場合



吹き出し口から1.5m以上離して取付けます。

壁面に取付ける場合



天井から15～50cm以内に警報器の中心がくるように取付けます。

【興部町住宅用火災警報器設置費助成事業について】

町では平成23年3月31日まで、**1住戸1器**の住宅用火災警報器の**購入費及び設置費を全額補助**しています。

○申請から購入までの流れ

申請者 ⇒ **指定登録販売店に設置を依頼** (受付手続、日程調整、取付箇所等を確認)

指定登録業者は ⇒ 取付終了後 ⇒ 申請者の委任を受け、補助申請を行う

⇒ 補助申請内容確認後 ⇒ 町より指定登録販売店へ補助金交付

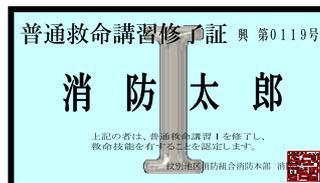
※詳しくは、興部町役場 総務課総務厚生係まで (TEL82-2131 内線314)

普通救命講習を受講してみませんか？

“突然、家族や知人などが目の前で倒れたら、あなたはどのようにしますか…”

いざという時のために、心肺蘇生法(人工呼吸や胸骨圧迫)や出血に対しての止血法などが出来るように普通救命講習を受講してみませんか？

詳しくは、興部支署・救急係までお問い合わせ下さい。



消防ほっと写真館

～ はしご水平救助訓練 ～

新しい救助資器材を活用し、要救助者を安全・確実・迅速に救出するために訓練を行いました。

※「はしご水平救助」とは、建物2・3階程度あるいは工作物上などの高所から、安静位(水平)の保持を必要とする要救助者をはしご、担架、ロープなどを活用し救助する方法です。



～ ロープレスキュー資器材取扱訓練 ～

ロープレスキュー資器材取扱い、登はん・降下訓練を行いました。



～ 防火対象物立入検査 ～

町内にある施設を対象に火気の管理や消防用設備の維持管理の状況等を検査しました。



※次回は“2月中間号”での配布を予定しています。お楽しみに！！